

加賀市介護保険事業計画策定委員会
第2回会議

資料 1

介護保険サービス量の見込みと 介護保険料について

平成18年2月15日

加 賀 市

介護保険サービス量の見込みと 介護保険料について

新しいサービスの整備について

整備することとしたいサービス

小規模多機能型居宅介護

認知症対応型通所介護

地域密着型介護老人福祉施設

新しく整備するサービス

- **小規模多機能型居宅介護**
 - － 地域密着型サービスとして新設
 - － 認知症の要介護認定者の比較的多い日常生活圏域に順次整備する

年度	18	19	20
整備数	1か所	1か所	1か所
事業所数計	1か所	2か所	3か所
利用者	25人	50人	75人

新しく整備するサービス

- 認知症対応型通所介護
 - 地域密着型サービスとして創設
 - 18年度中に既存施設等と併設または共用で整備
 - 定員にして45人分程度整備する

年度	18	19	20
利用者	22人	45人	45人

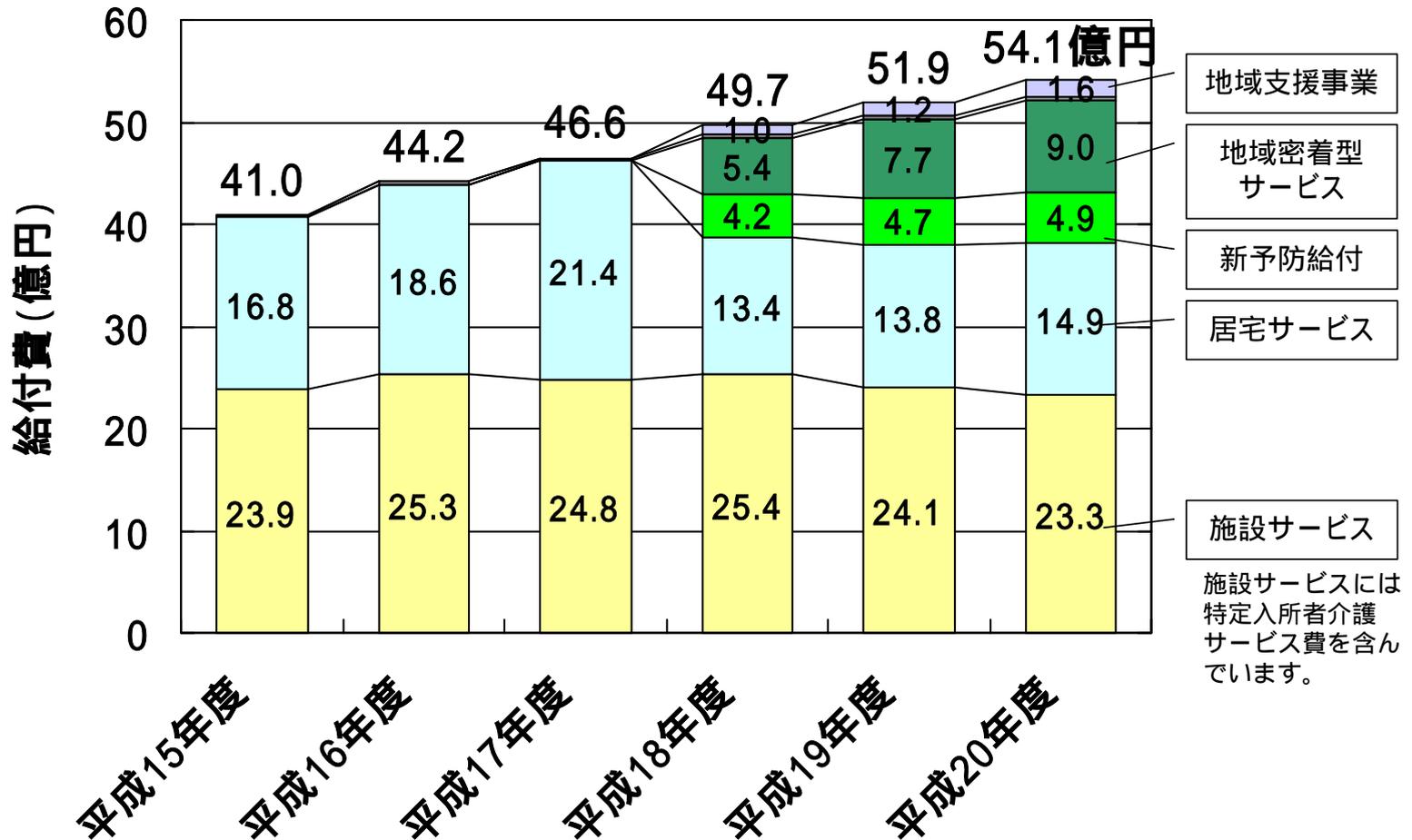
新しく整備するサービス

- **地域密着型介護老人福祉施設
(いわゆるサテライト特養)**
 - － 地域密着型サービスとして新設
 - － 既存の特養から定員を切り出す形で街中に整備
 - － 19年度より最大2か所(定員29人以下)
 - － 20年度にさらに1か所(合計3か所)

年度	18	19	20
整備数	0か所	2か所	1か所
事業所数計	0か所	2か所	3か所
利用者	0人	58人	87人

給付費の推計について

給付費の推計



平成15・16年度は実績。平成17年度は前半実績からの推計。平成18～20年度は推計

地域支援事業の費用額について

年度	18	19	20
標準 給付費	4,866,851,291円	5,062,609,547円	5,243,071,651円
地域支 援事業 の費用	標準給付費の2.0% 97,330,000円	標準給付費の2.3% 116,440,000円	標準給付費の3.0% 157,290,000円

各年度の標準給付費(居宅サービス・施設サービス・地域密着型サービス・新予防給付・高額介護サービス費)の決められた割合に相当する額を地域支援事業の事業費に当てることができる

給付費の推計について

年度	18	19	20
標準給付費	4,866,851,291円	5,062,609,547円	5,243,071,651円
地域支援事業の費用	標準給付費の2.0% 97,330,000円	標準給付費の2.3% 116,440,000円	標準給付費の3.0% 157,290,000円
審査手数料	6,735,576円	7,374,318円	8,012,946円
合計	4,970,916,867円	5,186,423,865円	5,408,374,597円

合計

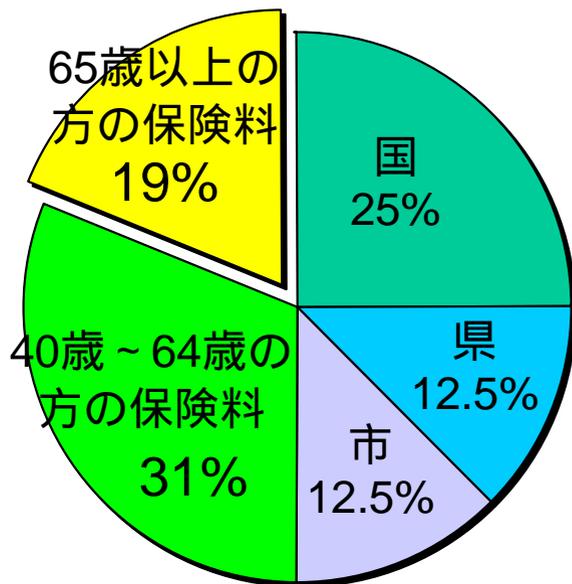
15,565,715,330円

介護保険料の推計について

介護給付費の財源内訳

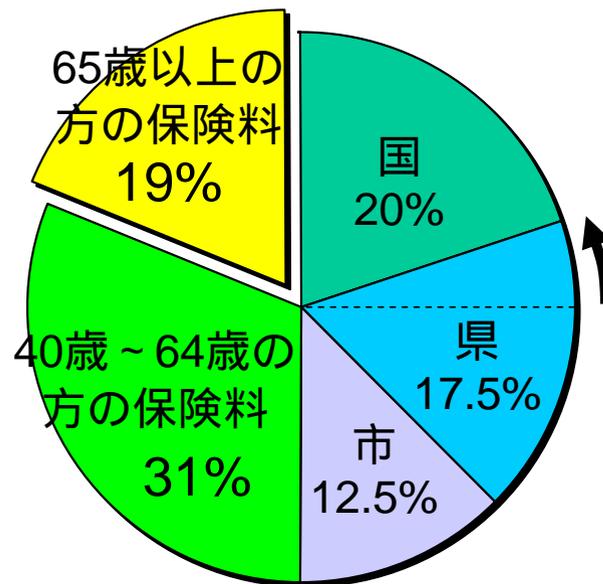
施設等給付費以外

右記以外の給付費



施設等給付費

介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・特定施設に関する給付費および施設サービスにかかる特定入所者サービス費



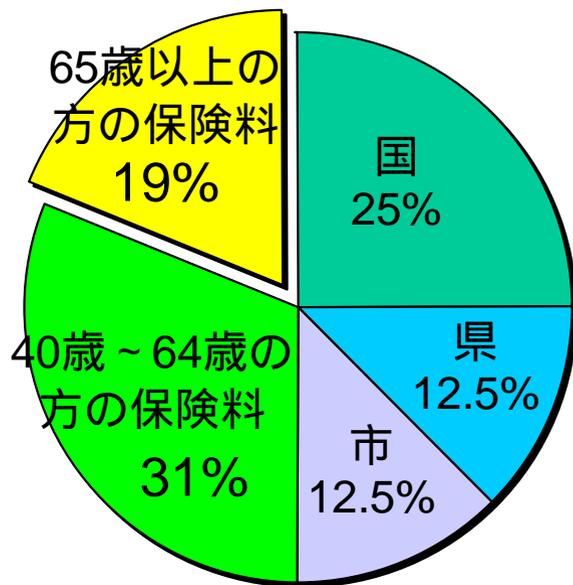
国の分には調整交付金が含まれます。調整交付金の交付率により、65歳以上の方の保険料は18.3%程度と推定

地域支援事業の財源内訳

地域支援事業

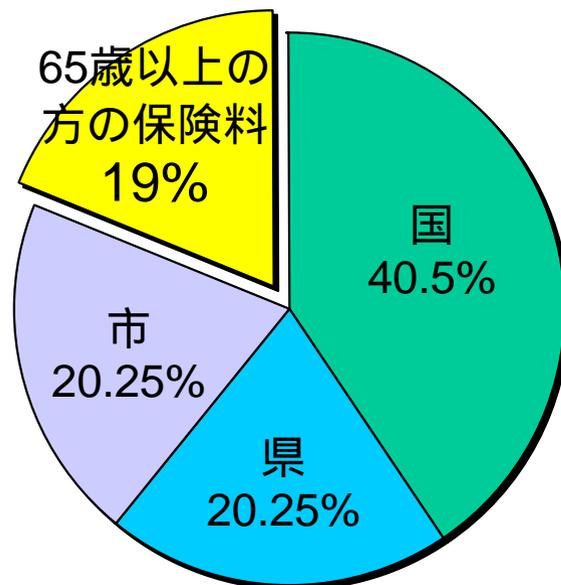
介護予防事業

介護予防事業の実施による介護保険給付抑制効果を考慮し、1号保険料及び公費に加え、2号保険料も財源とする。



包括的支援事業・任意事業

財源は1号保険料及び公費。
1号負担分を除いた部分を国1/2、
都道府県・市町村1/4ずつ負担



国の分には調整交付金が含まれます。調整交付金の交付率により、65歳以上の方の保険料は18.3%程度と推定

保険料の計算について

3年間の給付費合計(a) 15,565,715,330円

第1号被保険者の負担割合(b) 18.3%

保険料収納率(c) 95.0%

介護保険事業安定化基金取り崩し額(d) 42,000,000円

第1号被保険者の負担額(e)=(a) × (b) ÷ (c) - (d) 2,956,448,321円

3年間ののべ第1号被保険者数(f) 54,744人

保険料基準額(年額)(g) (e) ÷ (f) 54,000円

保険料基準額(月額)(h)=(g) ÷ 12 4,500円

介護保険料の制度改革について

介護保険料に関する制度改正

保険料段階が5段階から6段階に

市民税の改正とその影響

激変緩和措置

保険料段階は6段階に

		H17	H18
本人課税	合計所得金額 200万円超	第5段階 × 1.5	新第6段階 × 1.5
	合計所得金額 200万円以下	第4段階 × 1.25	新第5段階 × 1.25
本人非課税	世帯に課税者 が一人でもいる	第3段階 × 1.0	新第4段階 × 1.0
	世帯全員が 非課税	第2段階 × 0.75	新第3段階 × 0.75
		課税年金収入額 + 合計所得金額 が80万円を以下 かどうか	新第2段階 × 0.5
生活保護受給世帯など		第1段階 × 0.5	新第1段階 × 0.5

各段階の保険料の金額

各段階の保険料 = 基準額 × 保険料率

現行基準額 旧加賀45,000円 旧山中52,800円

次期基準額 54,000円

第5段階 × 1.5

67,500円

79,200円

第6段階 × 1.50 81,000円

第4段階 × 1.25

56,250円

66,000円

第5段階 × 1.25 67,500円

第3段階 × 1.0

45,000円

52,800円

第4段階 × 1.00 54,000円

第2段階 × 0.75

33,750円

39,600円

第3段階 × 0.75 40,500円

第2段階 × 0.50 27,000円

第1段階 × 0.5

22,500円

26,400円

第1段階 × 0.50 27,000円

市民税の改正とその影響

主な改正点

高齢者控除の廃止

公的年金等控除の改正

高齢者非課税措置の廃止

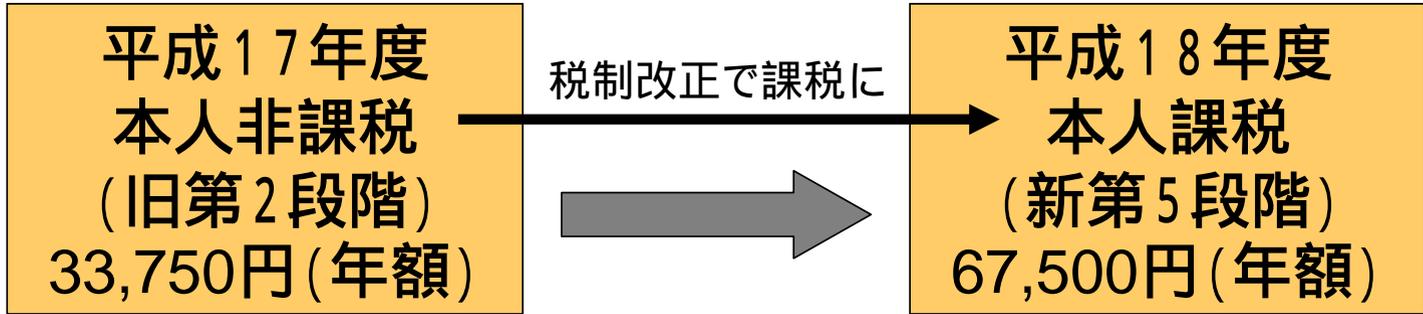
影響

合計所得金額の上昇
非課税者が課税者に

保険料段階の上昇

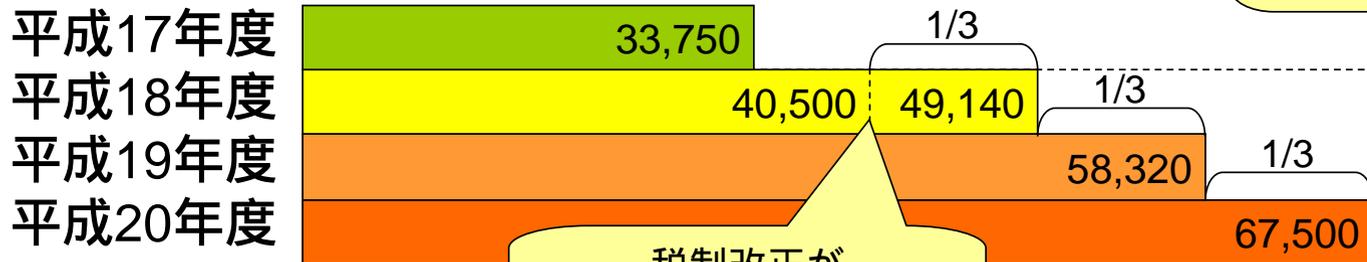
介護保険料が上がる例

例)



(旧加賀市)

税制改正後の保険料まで
3年間で3分の1ずつ近づけていきます



税制改正が
なかった場合の保険料

税制改正後の
保険料

激変緩和措置の対象者

本人が税制改正により市民税課税になる人

対象要件：市民税の経過措置の対象者

- 1) 前年の合計所得金額が125万円以下の者
- 2) 昭和15年1月2日以前に生まれた者

税制改正により本人は非課税のままだが、家族が市民税課税になる人

対象要件：

- 1) 市民税の経過措置対象者と同一の世帯に属する者
- 2) 同一世帯に市民税の経過措置対象者以外の課税者がいない者
- 3) 昭和15年1月2日以前に生まれた者

激変緩和措置の内容

税法上の経過措置対象者について、非課税者とみなし(税制改正がないものとみなす)保険料段階を求める

本来の保険料段階と で求められた保険料段階との割合の差が

- 1) 平成18年度においては3分の1
- 2) 平成19年度においては3分の2

になるような保険料率を設定する。

保険料段階	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	基準額に対する割合	保険料額	基準額に対する割合	保険料額	基準額に対する割合	保険料額
第6段階	× 1.5 倍	81,000	× 1.5 倍	81,000	× 1.5 倍	81,000
第5段階	× 1.25 倍	67,500	× 1.25 倍	67,500	× 1.25 倍	67,500
第5段階のうち、税制改正がなかった場合、第4段階になる激変緩和措置対象者	× 1.08 倍	58,320	× 1.16 倍	62,640	× 1.25 倍	67,500
第5段階のうち、税制改正がなかった場合、第3段階になる激変緩和措置対象者	× 0.91 倍	49,140	× 1.08 倍	58,320	× 1.25 倍	67,500
第5段階のうち、税制改正がなかった場合、第2段階になる激変緩和措置対象者	× 0.75 倍	40,500	× 1 倍	54,000	× 1.25 倍	67,500
第5段階のうち、税制改正がなかった場合、第1段階になる激変緩和措置対象者	× 0.75 倍	40,500	× 1 倍	54,000	× 1.25 倍	67,500
第4段階（基準額）	× 1 倍	54,000	× 1 倍	54,000	× 1 倍	54,000
第4段階のうち、税制改正がなかった場合、第3段階になる激変緩和措置対象者	× 0.83 倍	44,820	× 0.91 倍	49,140	× 1 倍	54,000
第4段階のうち、税制改正がなかった場合、第2段階になる激変緩和措置対象者	× 0.66 倍	35,640	× 0.83 倍	44,820	× 1 倍	54,000
第4段階のうち、税制改正がなかった場合、第1段階になる激変緩和措置対象者	× 0.66 倍	35,640	× 0.83 倍	44,820	× 1 倍	54,000
第3段階	× 0.75 倍	40,500	× 0.75 倍	40,500	× 0.75 倍	40,500
第2段階	× 0.5 倍	27,000	× 0.5 倍	27,000	× 0.5 倍	27,000
第1段階	× 0.5 倍	27,000	× 0.5 倍	27,000	× 0.5 倍	27,000

激変緩和措置の例

例:

- ・平成18年本人市民税課税
- ・合計所得金額125万以下
- ・世帯は本人以外非課税

本来の介護保険料段階は
新第5段階(67,500円)

H18に市民税の経過措置対象者が判断する。

- 1) H17年中の合計所得金額が125万円以下
- 2) 昭和15年1月2日以前に生まれている

税制改正がない場合の介護保険料段階を計算する。
H17年中の所得をH17の市民税の計算方法で計算する。

例えば、世帯全員非課税

合計所得 + 課税年金収入額が80万円以下

税制改正がない
場合の介護保険
料は新第2段階

激変緩和適用の保険料率を適用する。

第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う第2段階から
の激変緩和措置対象者の保険料の基準額に対する割合
が適用される。

平成18年度の
介護保険料は
40,500円

市民税の改正により、多数の人が保険料段階が高くなってしまふ

本人が市民税課税になるために保険料段階が上がる人：約3,800人

家族が課税になったために保険料段階が上がる人：約500人

激変緩和措置を講ずることにより、急激な負担増を緩和する。

